

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第22号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の160」を「100分の180」に、「100分の200」を「100分の220」に改め、同項第2号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同条第5項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の180」を「100分の170」に、「100分の220」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同条第5項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。